

別 紙

知事が定める額等（令和7年度）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ドナーミルク使用料支援	1か所当たり <u>1,800千円</u>	ドナーミルクを使用するために必要な使用料（年会費）	10分の10
ドナー登録施設支援	ドナー登録に必要な問 診・検査等 1件当たり 3千円	—	10分の10

（注）上記基準単価を補助金算出の限度とする。